

北海道トランポリン協会 規約

(名 称)

第1条 本会は『北海道トランポリン協会』と称する。

(目 的)

第2条 本会は北海道のトランポリン愛好者を総括し、トランポリンの普及・発展に努めるとともに、道民の体力向上、並びにスポーツ精神の啓蒙を図ることを目的とする。

(所 在)

第3条 本会の事務所は、次項の事務局長宅に置く。並びに事務局長宅の変更については、規約の改廃手続きを要せず変更することができる。ただし、その場合、ホームページ等で加盟者等に周知するものとする。

2 住所 〒096-0032 名寄市西2条北6丁目12-1 アオバハイツ102号

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1) トランポリンの啓蒙普及
- (2) 会員相互の連絡調整
- (3) トランポリン競技会、強化合宿の企画・運営
- (4) トランポリン講習会、研修会、演技会の開催
- (5) 公認の普及指導員、審判員、コーチの養成
- (6) 公益財団法人日本体操協会・東日本トランポリン協会への加盟、関係事業への協力
- (7) 公益財団法人北海道スポーツ協会への加盟、関係事業への協力
- (8) 北海道体操連盟との連絡調整
- (9) その他、本会の目的達成に必要な活動（事業）

(組織及び加盟資格)

第5条 本会は、トランポリンを愛好する個人及び団体で、本会の目的に賛同する者をもって組織する。

(加盟及び脱退)

第6条 本会への加盟及び脱退は、本会の運営会（以下、理事会とする。）の承認を得るものとする。なお、加盟方法等は『加盟負担金・役員等に関する細則』（以下、細則とする。）に定める。

(負担金等)

第7条 本会に加盟する個人及び団体は、加盟会員の代表者（以下、代議員とする。）で構成される最高議決会（以下、代議員会とする。）が定める加盟負担金、登録料、並びにその他の必要経費（以下、負担金等とする。）を納入しなければならない。

2 負担金等は次の表に掲げるとおりとする。

項目	単位	金額
加盟負担金	1人	1,500円
選手登録料	1人	1,000円
ライセンス登録料	1人	1,000円
愛好者登録料	1人	1,000円
団体登録料	1団体	2,000円

(役員)

第8条 本会には、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 名誉会長 若干名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 名誉顧問 若干名
- (5) 顧問 若干名
- (6) 参与 若干名
- (7) 理事長 1名
- (8) 事務局長 1名
- (9) 事務局次長 1名
- (10) 理事 20名以内（理事長を含む）
- (11) 監事 2名
- (12) 業務部員 若干名

2 名誉会長、会長、副会長、名誉顧問、顧問、参与ならびに監事は代議員会において選出する。

3 事務局長並びに事務局次長は、会長が指名し、代議員会において決定する。なお、両名は他の役員を兼務することはできない。

4 理事は、細則に定める地区から選出された理事（以下、地区選出理事とする。）と会長が加盟会員から指名する理事（以下、会長指名理事とする。）とする。

5 地区選出理事の選出数等は、細則に定める。

6 会長指名理事は会長が指名し、代議員会において選任する。

7 理事は、会長指名理事の中から理事長を互選する。

8 業務部員の選出方法は、細則に定める。

(役員職務)

- 第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時はその職務を代行する。
 - 3 名誉顧問及び顧問は、会長の諮問に応ずる。
 - 4 参与は、理事会の諮問に応ずる。
 - 5 理事長は理事を代表するとともに、代議員会等の決定に基づく本会の業務を統括する。
 - 6 事務局長は、本会の出納事務、会計ならびに加盟に関する事務的分掌を担当する。あわせて本会で扱う預金口座の代表者とする。
 - 7 事務局次長は、事務局長を補佐し、局長が不在の時はその職務を代行する。
 - 8 理事は理事会を組織し、代議員会から委任された事項の処理、その他本会の運営に必要な事項の処理に当たる。
 - 9 監事は本会の会計を監査し、代議員会に出席し、本会会計の監査結果を報告する。

(役員任期)

- 第10条 本会の役員任期は2年とし、再任は妨げない。
- 2 欠員・増員により就任した役員任期は、現役員任期満了までの期間とする。
 - 3 役員は、その任期が満了しても後任者が決定するまでの間は、引き続きその職務を実施する。

(役員解任)

- 第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、代議員会の決定により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認めるとき。
 - (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

(代議員会)

- 第12条 代議員会は、代議員で構成し、本会の最高議決権を有す。
- 2 代議員会を構成する代議員の選出は、細則に定める。
 - 3 代議員会は、通常、毎年1回開催するものとする。但し、必要があれば臨時に開催することができる。
 - 4 代議員会は、次の事項について決定する。
 - (1) 規約、事業等の改廃
 - (2) 事業報告、及び事業計画
 - (3) 収支決算、及び収支予算
 - (4) 本会の解散
 - (5) 役員を選任及び解任

- (6) 理事会ならびに各代議員からの提案議案
 - (7) その他、本会の運営に関し重要な事項
- 5 代議員会は、会長の召集により開催する。
 - 6 代議員会における議長は、開催ごとに代議員の中から選出する。
 - 7 代議員会は、代議員の2分の1以上の出席で成立する。なお、委任状を出席者数に含むものとする。議決については、出席者（委任状を含む）の過半数で決議し、可否同数のときは議長がこれを決するものとする。
 - 8 代議員会は、監事による会計監査の結果報告を受けなければならない。
 - 9 代議員会には会長、副会長、理事長、事務局長、理事の代表者が出席し、提出議案の主旨説明・解説、ならびに質疑応答に当たる。
 - 10 代議員会は議事録を作成し、議事決定事項を会員に周知する。

(理事会)

- 第13条 理事会は会長、副会長、理事長、事務局長、事務局次長、地区選出理事、ならびに会長指名理事の代表者で構成する。
- 2 理事会は会長の承認を得て理事長が招集し、議長は会長が務める。
 - 3 理事会は、代議員会等の決定に基づく業務の執行に関し決定し運営する。
 - 4 理事会は、代議員会の決定を要する事項について、代議員会を開催するいとまのない緊急事項等に対しては、理事会においてこれを決定することができる。ただし、この決定事項については代議員会に報告しなければならない。
 - 5 理事会は、構成者の2分の1以上の出席で成立する。なお、委任状を出席者数に含むものとする。議決については、出席者の過半数で決議し、可否同数のときは議長がこれを決するものとする。
 - 6 理事会は議事録を作成し、議事決定事項を会員に周知する。

(各種委員会)

- 第14条 本会には、専門的事項に対応するため、次の委員会を常置する。
- (1) 財務委員会
 - (2) 表彰委員会
- 2 財務委員会は、会長、副会長、理事長、事務局長で構成する。
 - 3 表彰委員会は、副会長の中から選出された代表者1名、理事長、事務局長、ならびに理事の中から選出された2名の計5名で構成する。
 - 4 本会には、第1項に掲げる委員会のほかに本会の円滑なる事業遂行のため特に必要がある場合には、理事会の決定により、その他の委員会を臨時に設けることができる。
 - 5 各種委員会における検討結果は理事会の審議を経て、代議員会において決定する。

(財 政)

第15条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 加盟負担金
- (2) 登録料
- (3) 事業収入
- (4) 預金利子
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(事業年度及び会計年度)

第16条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 本会の事業計画、及びこれに伴う収支予算は、理事会が作成し、毎事業年度開始時期に代議員会の決定によって定める。

(事業報告書及び収支決算)

第18条 本会の事業報告、及びこれに伴う収支決算は、事業年度末に理事会が作成し、監査役の報告とともに代議委員会へ提示し、承認を得なければならない。

(特別会計)

第19条 本会の特別事業に伴う会計は、理事会の審議を経て、代議員会の決定により、特別会計として設けることができる。

2 特別会計の使用にあたっては理事会で使用内容を立案し、代議員会で決定する。

(規約の変更)

第20条 この規約の改廃は第3条第2項以外、代議員もしくは理事会が発議し、代議員会で決定する。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、2019年4月1日から施行する。
- 2 北海道トランポリン協会規約（昭和54年5月20日制定）は廃止する。